○国土交通省告示第二百七十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十号）の一部を次のように改正する。

別表四(二十二)の項を別表四(二十三)の項とし、別表四(二十一)の項中「吹付け石綿等」を「吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるもの」に改め、同項を別表四(二十二)の項とし、別表四(二十)の項の次に次の一項を加える。

(二十一)	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第二項の規定に基づく定期点検（以下「定期点検」という。）等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。

別表五の項及び六の項を次のように改める。

	五　避難施設等				
	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
廊下	物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。		
出入口	物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。		
避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しいさび又は腐食があること。	物品の放置の状況	避難器具の操作性の確保の状況

(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)					
階段						排煙設備等								
階段		屋外に設けられた避難階段	特別避難階段			防煙壁		排煙設備						
物品の放置の状況	階段各部の劣化及び損傷の状況	開放性の確保の状況	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の作動の状況	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	物品の放置の状況	防煙壁の劣化及び損傷の状況	可動式防煙壁の作動の状況	排煙設備の作動の状況	排煙口の維持保全の状況					
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視及び作動により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認するとともに、開閉を確認する。					
通行に支障となる物品が放置されていること。	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること。	開放性が阻害されていること。	排煙設備が作動しないこと。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。	可動式防煙壁が作動しないこと。	排煙設備が作動しないこと。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。					